

実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見に対する回答

事業名：国道8号東沼波電線共同溝PFI事業

「国道8号東沼波電線共同溝PFI事業 実施方針」に関する質問回答書

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	実施方針	1	第1章	1	(6) ア	特定事業の概要	「維持管理業務に関しては別紙2-2「事業対象区域図(維持管理業務)」に示す。」と記載がありますが、維持管理業務の対象は、電線共同溝のみという解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	実施方針	2	第1章	1	(6) イ	特定事業の概要	「e.本事業で整備する施設の所有権移転業務」と記載がありますが、これは、工事業務完了に伴う国への引き渡し(所有権移転)手続きという解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	実施方針	2	第1章	1	(8)	事業期間	「本事業の事業期間は、…令和25年3月31日までの約24年間を予定する。」と記載がありますが、設計業務、工事業務の工期短縮が図られた場合、短縮した分、事業期間終了日は前倒しされるという解釈で宜しいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
4	実施方針	2	第1章	1	(8)	事業期間	「本事業の事業期間は、…令和25年3月31日までの約24年間を予定する。」と記載がありますが、事業者の帰責事由以外で、長期間施工不可となった場合、事業の一時中止の手続きは可能という解釈で宜しいでしょうか。 また、この場合、一時中止の期間、事業期間が延長されるという解釈で宜しいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
5	実施方針	2	第1章	1	(9)	事業スケジュール	本施設の完成・引渡しが令和9年3月末となっておりますが、現場完成が早まった場合、引渡しは可能でしょうか。また、引渡しの変更が不可の場合、完成から維持管理業務までの期間の位置付けはどのようになるのでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
6	実施方針	2	第1章	1	(9)	事業スケジュール	本施設の完成・引渡しは令和9年3月末となっていますが、この期日より早めて完成・引渡しを行う提案は可能でしょうか。もし、可能である場合、所有権移転は完成・引渡しと同時期と理解して宜しいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
7	実施方針	2	第1章	1	(9)	事業スケジュール	本施設の完成・引渡しが令和9年3月末より早期となる場合、維持管理業務は、本施設の完成・引渡し後から行うものと理解して宜しいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
8	実施方針	3	第1章	1	(10)	事業者の収入	「国への所有権移転後、令和9年度から令和24年度までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払う。」と記載がありますが、設計業務、工事業務の工期短縮が図られ、国への所有権移転が前倒しになった場合、割賦方式による支払いも前倒しされるという解釈で宜しいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
9	実施方針	3	第1章	1	(10) アイ	事業者の収入	本施設の所有権移転を令和9年3月末よりも早める提案を行った場合、割賦方式による支払いも早期に行われるものと理解して宜しいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
10	実施方針	3	第1章	1	(11) イ	事業契約	SPC又は代表業企業との間で事業契約を事業契約を締結する予定である。との記載がありますが、SPCを設立せず、応募グループが組合や共同企業体を組成し、その組織と国との間で事業契約を締結することは可能でしょうか。	SPCを設立しない場合、代表企業と契約を締結することを想定しており、組合や共同企業体との契約はしません。
11	実施方針	6	第2章	5	(1)	応募者の構成	SPCを設立しない場合、事業契約は代表企業とで締結し、構成企業は代表企業と請負契約を締結することで応募グループとして構成されるという解釈で宜しいでしょうか。 また、この場合、応募者の資格要件は構成企業(応募グループ)全体で満足することで応募可能という解釈で宜しいでしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。 後段は、構成員ごとに担当する業務に応じて、必要な参加資格要件をすべて満たす必要があります。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
12	実施方針	6	第2章	5	(1)	応募者の構成	応募グループの場合は、…構成員のうち、代表企業以外の企業を構成企業又は協力企業という。とありますが、構成企業と協力企業との違いをご教授願います。SPCを設立する場合は、SPCへの出資の有無で区分されることは、理解しております。	構成企業と協力企業の定義は、実施方針5.(1)イ(イ)、(ウ)に示すとおりです。また実施方針5.(1)エに示すとおり、SPCを設立しない場合、応募グループのうちで代表企業以外の者は構成企業とするとしています。
13	実施方針	6	第2章	5	(1)	応募者の構成	応募グループの構成員としてアスファルト舗装工事の認定を持って、工事を実施した場合は、国の工事施工実績として計上されるのでしょうか。	PFI事業の実績は、コリンズに登録可能です。
14	実施方針	6	第2章	5	(1)	応募者の構成	応募グループが、SPCを設立しない設計企業を代表企業とするコンソーシアムの場合、発注者との事業契約を代表企業単独で締結し、建設企業等は代表企業と請負契約を結んだ上で施工業務等を一括して行うといった形態は可能でしょうか。また、その場合でも、応募者の資格要件はコンソーシアム全体で満足することで応募は可能でしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。後段は、構成員ごとに担当する業務に応じて、必要な参加資格要件をすべて満たす必要があります。
15	実施方針	10	第2章	5	(4) イ	工事企業の参加資格要件	「平成16年4月1日以降に元請として、同種工事を施工した実績を有すること」と記載がありますが、同種工事の発注者は、第2章_5.(3)_イで示されている国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業という解釈で宜しいでしょうか。	実施方針5.(4)イ(ア)～(ウ)の条件を満足する同種工事であれば、発注機関は問いません。
16	実施方針	10	第2章	5	(4) イ	工事企業の参加資格要件	「平成16年4月1日以降に元請として、同種工事を施工した実績を有すること」と記載がありますが、国又は地方公共団体から委託され、受託した同種工事を施工した実績でもよいという解釈で宜しいでしょうか。 また、電気通信会社からの電線類の地中化工事も同種工事としての解釈で宜しいでしょうか。	実施方針5.(4)イ(ア)～(ウ)の条件を満足する同種工事であれば、発注機関は問いません。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
17	実施方針	10	第2章	5	(4)ウ	工事企業の参加資格要件	「主任技術者又は監理技術者を当該事業に専任で配置できること。」と記載がありますが、工事の一時中止となった場合、一時中止期間は主任(監理)技術者の専任期間に含まれないという解釈で宜しいでしょうか。	近畿地方整備局との協議の結果により可能とします。
18	実施方針	10	第2章	5	(4)ウ	工事企業の参加資格要件	配置技術者を専任する期間は、第1章1(6)イ(イ)b.工事業務(電線共同溝、道路、道路付属物の整備)の期間で、工事着工の日から完成・引渡しの日までとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	実施方針	10	第2章	5	(4)ウ	工事企業の参加資格要件	配置技術者は、競争参加資格確認申請時に配置予定技術者を複数名申請し、その中から選出することは可能でしょうか。	申請時に配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数名申請することが可能です。詳細は入札公告時に示します。
20	実施方針	10	第2章	5	(4)ウ	工事企業の参加資格要件	配置技術者は、競争参加資格確認申請時に配置予定技術者として申請していない同等以上の技術力(実績、経験等)を保有する技術者へ変更することは可能でしょうか。	事業契約締結後であれば、やむを得ない理由(死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等)がある場合、近畿地方整備局と協議のうえ、配置予定技術者と同等以上の者に変更することができます。詳細は入札公告時に示します。
21	実施方針	11	第2章	5	(4)ウ	工事企業の参加資格要件	「平成16年4月1日以降に元請として、同種工事の経験を有する者であること」と記載がありますが、同種工事の発注者は、第2章_5_(3)_イで示されている国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業という解釈で宜しいでしょうか。	実施方針5.(4)イ(ア)～(ウ)の条件を満足する同種工事であれば、発注機関は問いません。
22	実施方針	11	第2章	5	(4)ウ	工事企業の参加資格要件	「平成16年4月1日以降に元請として、同種工事の経験を有する者であること」と記載がありますが、国又は地方公共団体から委託され、受託した同種工事の経験を有する者でもよいという解釈で宜しいでしょうか。 また、電気通信会社からの電線類の地中化工事も同種工事としての解釈で宜しいでしょうか。	実施方針5.(4)イ(ア)～(ウ)の条件を満足する同種工事であれば、発注機関は問いません。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
23	実施方針	11	第2章	5	(5) イ	工事監理企業の参加 資格要件	<p>「平成21年4月1日以降に元請として、道路工事に関する工事監督支援業務の実績を有すること」と記載がありますが、「請負工事の契約履行に必要な資料作成、施行状況の照合、工事検査立会等を実施し、電線共同溝工事の工事監督を支援した実績」でよいという解釈で宜しいでしょうか。</p> <p>また、「国又は地方公共団体から委託され、受託した同種工事を工事監督した実績」でもよいという解釈で宜しいでしょうか。</p>	<p>前段の実績は、道路工事に関する工事監督支援業務の実績に該当します。後段について発注機関は問いません。</p>
24	実施方針	12	第2章	5	(6) イ	維持管理企業の参加 資格要件	<p>「平成16年4月1日以降に完了した、国及び地方公共団体による道路構造物の保守点検に関する業務の実績を有していること。」と記載がありますが、「電線共同溝又は情報ボックス若しくは電線類地中化工事の点検業務」でもよいという解釈で宜しいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。 なお、平成16年4月1日は、平成21年4月1日の誤りのため、入札公告時に修正版を示します。</p>
25	実施方針	15	第4章	2	(1) イ	解体撤去・復旧・移設 対象施設	<p>移設補償費は、事業者が当該地下埋設物の管理者に支払いを行うものとする。と記載がありますが、地下埋設物の詳細については入札公告時に開示されるとの理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>移転補償費の詳細は入札公告時に示します。</p>
26	実施方針	15	第4章	2	(2) イ	解体撤去・復旧・移設 対象施設	<p>「地下埋設物(大阪ガス)、信号・感知器等」と記載がありますが、「等」とは、ガス設備に限らず上水設備等の地下埋設物その他の支障占用物件も対象とするという解釈で宜しいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
27	実施方針	15	第4章	2	(2) イ	解体撤去・復旧・移設 対象施設	<p>「※1 地下埋設物は、当該地下埋設物の管理者が移設を行い、移設補償費は、事業者が当該地下埋設物の管理者に支払いを行うものとする。」と記載がありますが、支障移設に要する占有企業者への移設補償費は、本事業に係る対価に含まれるという解釈で宜しいでしょうか。</p> <p>また、含まれている場合、その移設補償費の工事費等積算については、どのような根拠に基づけば宜しいでしょうか。</p>	<p>前段につきましては、支障移設に要する当該地下埋設物の管理者への移設補償費は、本事業に係る対価に含まれます。後段につきましては、詳細は入札公告時に示します。</p>
28	実施方針 (別紙2-1)	22				標準断面図	<p>植栽の下に埋設する場合の土冠及び埋設標識シートは、歩道部と同等での計画で良いのでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
29	実施方針 (別紙3)	25	13			リスク分担表	<p>説明欄に「増加費用又は損害について、工事費等の1%相当額までを事業者が負担し、これを超えた金額を国が負担する。」とありますが、不可抗力で生じた損害に事業者の帰責はないと考えます。事業者が負担する考え方をご教示ください。</p>	<p>内閣府の「PFI事業契約の条項例(案)」でも示されていますが、公共工事標準約款第29条第4項において請負代金額の100分の1を請負者が負担することとしており、これに準じた考え方としたものです。</p>
30	実施方針 (別紙3)	25	14			リスク分担表	<p>説明欄に「増加費用又は損害について、工事費等の1%相当額までを事業者が負担し、これを超えた金額を国が負担する。」とありますが、不可抗力で生じた損害に事業者の帰責はないと考えます。事業者が負担する考え方をご教示ください。</p>	<p>No29を参照ください。</p>
31	実施方針 (別紙3)	25	16			リスク分担表	<p>「法令の変更又は新設、税率の変更、技術革新等による、事業費の減額を目的とした要求水準の変更又は・・・」と記載がありますが、記載の事象が生じた場合は、事業契約額の変更(減額)となると理解いたします。この場合は国と事業者にて協議の上でという解釈で宜しいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
32	実施方針 (別紙3)	26	20			リスク分担表	<p>説明欄の「当該増加費用を合理的な範囲内において国が負担」と記載がありますが、合理的な範囲とはどのようなものを想定されているのでしょうか。</p>	<p>要求水準書(案) 第2章 4. (2) 事業説明、地元・関係者協議等における、地域住民及び地権者からの同意取得の努力義務範囲内を想定しています。</p>

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
33	実施方針 (別紙3)	26	25			リスク分担表	「事業者による敷地に関する調査」と記載がありますが、当初設計条件として家屋調査を含むという解釈で宜しいでしょうか。	当初設計条件に家屋調査は含みません。
34	実施方針 (別紙3)	26	26 27 28			リスク分担表	事業者の帰責事由以外での条件変更等が生じた場合は、国との協議の上、設計変更の対象となるという解釈で宜しいでしょうか。	発生する事象により判断します。
35	実施方針 (別紙3)	26	26 27 28			設計変更に関するリスク	本事業における設計変更は、従来発注方式による電線共同溝工事と同様な事象が対象となり、同様な判断基準に基づいて行われるのでしょうか。	詳細設計は受注者で実施するものであり、現場条件の変更といった受注者が合理的に判断できないものについてのみ設計変更の対象とする予定です。
36	実施方針 (別紙3)	26	26 27 28			設計変更に関するリスク	設計変更を行う場合、入札説明書、要求水準書及び貸与資料(概略設計(参考)等)といった設計図書等に基づき作成・提出した事業計画(提案内容や積算内訳等)をベースに協議・変更が行われるのでしょうか。	工事業務の事業費の最終的な確定は、詳細設計の成果に基づきます。詳細は入札公告時に示します。
37	実施方針 (別紙3)	26	27			電線共同溝の設計 設計変更に関するリスク	リスク分類「電線共同溝の設計—設計変更に関するリスク」について、事業者の帰責事由とはどのような範囲まで含まれるのでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
38	実施方針 (別紙3)	26	28			リスク分担表	占有業者等の計画誤りや変更等による設計変更は、3社(国・事業者・占有業者等)での協議結果で判断するとの解釈でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	実施方針 (別紙3)	26	29			設計図書の瑕疵リスク	「国が実施した概略設計(参考)の瑕疵による増加費用又は損害」は、全て事業者の負担となっています。「概略設計(参考)はあくまで参考として貸与する」との説明ですが、検討の基礎となる資料であるため、国側でも負担するようにして、「～近畿地方整備局と協議するものとする」に変更していただけないでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
40	実施方針 (別紙3)	26	29			リスク分担表	「概略設計(参考)はあくまで参考として貸与する。」と記載されております。修正等が生じた場合、概略設計の責めを追究するものではないと考えますが、費用増加や損害が生じた場合は、協議して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
41	実施方針 (別紙3)	26	31			リスク分担表	事業者の帰責事由以外で影響が生じた場合は、負担は国と事業者にて協議するものとの理解で宜しいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
42	実施方針 (別紙3)	27	34～36			リスク分担表	事業者の帰責事由以外で本施設の引渡しが遅延した場合、維持管理業務の期間は短縮されるという解釈で宜しいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
43	実施方針 (別紙3)	27	40 41 42			第三者への損害リスク	工事の施工に伴う第三者への損害において、施工者を問わず避けることができない事象に起因するもの及びその対策のための費用増加は、国の負担となるのでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
44	実施方針 (別紙3)	27	43			リスク分担表	「引渡し日前の国の施設の利用のよる・・・」と記載がありますが、本施設の部分引渡しは可能という解釈で宜しいでしょうか。	部分引き渡しは想定していませんが、部分使用の可能性はあります。
45	実施方針 (別紙3)	27	45			物価上昇リスク	物価上昇分の金額を算定する際には、何の指数を適用するのでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
46	実施方針 (別紙3)	28	54			リスク分担表	国の帰責事由によるリスクについて、事業者負担欄に「○」が記載されていますが、どのようなものを想定されているのでしょうか。	維持管理費の減額を想定しています。
47	実施方針 (別紙3)	28	54			管理業務の開始遅延・中止・中断リスク (番号54)	国の帰責事由となっておりますが、事業者にも○がついております。国だけに○という理解でよいでしょうか	No46を参照ください。
48	実施方針 (別紙3)	28	61			リスク分担表	不可抗力に起因する契約解除の説明欄に「国及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。」と記載がありますが、事業者の負担は未履行分の契約解除という解釈で宜しいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
49	実施方針 (別紙3)	28	62			リスク分担表	法令変更起因する契約解除の説明欄に「国及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。」と記載がありますが、事業者の負担は未履行分の契約解除という解釈で宜しいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
50	実施方針 (別紙3)	28	62			契約解除リスク(番号62)	法令変更起因する契約解除でも民間事業者負担が発生するということでしょうか。	No49を参照ください。

「国道8号東沼波電線共同溝PFI事業 実施方針」に関する意見回答書

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
1	実施方針	2	第1章	1	(9)	事業スケジュール	本施設の完成・引渡しが令和9年3月末となっておりますが、事業スケジュールについては、関係機関との協議を踏まえ、設計段階での協議とさせていただきます。	詳細は入札公告時に示します。
2	実施方針	3	第1章	1	(10)	事業者の収入	本事業に係る対価は、国への所有権移転後、令和9年度から令和24年度までの間割賦方式により支払うこととなっておりますが、本期間を10年程度に短縮頂きたい。	詳細は入札公告時に示します。
3	実施方針	19	第8章	3	(1)	実施方針に関する説明会	実施方針に関する説明会は開催されませんが、入札公告・入札説明書等に関する説明会は開催頂きたい。	実施は想定しておりません。
4	実施方針 (別紙3)	26	20・21			リスク分担表	事業者に帰責事由がある場合以外のリスクは、国の負担として頂きたい。	リスク分担表のとおりとします。
5	実施方針 (別紙3)	26	28			リスク分担表	事業者に帰責事由がある場合以外のリスクは、国の負担として頂きたい。	リスク分担表のとおりとします。
6	実施方針 (別紙3)	26	33			リスク分担表	「国の帰責事由以外により」を「事業者の帰責事由により」に変更して頂きたい。	リスク分担表のとおりとします。
7	実施方針 (別紙3)	27	42			リスク分担表	「国の帰責事由以外により」を「事業者の帰責事由により」に変更して頂きたい。	リスク分担表のとおりとします。
8	実施方針 (別紙3)	28	49			リスク分担表	「国の帰責事由以外により」を「事業者の帰責事由により」に変更して頂きたい。	リスク分担表のとおりとします。

「国道8号東沼波電線共同溝PFI事業 要求水準書(案)」に関する質問と回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	要求水準書(案)	2	第1章	8	(1)ア	設計業務	「必要に応じて現況測量」と記載がありますが、概略設計範囲内の現況測量はあるとの解釈で宜しいでしょうか。	概略設計には現況測量はありません。
2	要求水準書(案)	4	第1章	12	(3)	解体撤去・復旧・移設対象施設	「解体撤去、復旧、移設する施設は、整備にあたり支障となる施設のみを基本とする。なお、歩道(舗装)及び照明は全て解体撤去・復旧するものとする。」と記載がありますが、車道舗装は電線共同溝整備影響範囲のみ、歩道舗装は全範囲を対象とする解釈で宜しいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
3	要求水準書(案)	4	第1章	12	(3)	解体撤去・復旧・移設対象施設	信号・感知器の移設について「設計は事業者が行い、移設は交通管理者が行う」とありますが、信号設備(配線や機器類)の設計は警察(警察コンサル)への依頼が必要かと思われまふ。この費用は事業者負担になりますでしょうか。また移設工事は交通管理者の負担で実施され、事業費には含まないという解釈で間違いございませんでしょうか。また、ガスの移設工事に伴う補償費は、事業費に含めるという解釈で間違いございませんでしょうか。	信号設備の設計に係る費用は事業者負担となります。信号・感知器の移設工事費については、ご理解のとおりです。ガスの移設補償費については、ご理解のとおりです。
4	要求水準書(案)	5	第1章	12	(3)イ	解体撤去・復旧・移設対象施設	信号・感知器※2等の設計は事業者が行い、となっていますが、事業者と交通管理者間のみの協議・設計で国への承認は不要でしょうか。	要求水準書(案)第2章4.(6)に示すとおり、道路管理者及び交通管理者と調整してください。
5	要求水準書(案)	6	第2章	1	(3)	業務期間	「設計業務の期間は、本施設の引渡し日をもとに事業者が計画すること」と記載されていますが、例えば、路線起点側半分の設計業務を先に完了させ、その区間の工事業務を行いつつ、路線終点側の設計業務を引き続き実施する等といった業務期間短縮は可能という解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、設計成果の分割は想定していません。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
6	要求水準書(案)	9	第2章	2	(2)	試掘調査	「交通の安全確保が必要な場合、交通誘導警備員の配置について近畿地方整備局と協議するものとする」とありますが、入札時に計上する交通誘導警備員の延べ人数をご提示いただけるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	要求水準書(案)	9	第2章	3	(1)ア	基本的な考え方	「詳細設計は、概略設計成果である…」と記載されているとおり、概略設計成果を基に占用業者等と調整を図り、試掘調査結果や関係機関協議会等における要望事項などを反映させて詳細設計を行うものと理解しています。この際の当初(概略設計)との差分は変更対象とするという解釈で宜しいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
8	要求水準書(案)	10	第2章	3	(1)イ	基本的な考え方	既設の彦根電線共同溝と接続するとなっておりますが、占用業者等の理解を得られれば既存の設備活用をしても良いのでしょうか。	既存ストックの活用は予定していません。
9	要求水準書(案)	10	第2章	3	(1)ウ	基本的な考え方	「官地に存在する電柱」とありますが、第1章 総則 5. 整備対象施設 (2)道路(車道、歩道等)上にある電柱のことでしょうか。また民地に存在する電柱に関する資料は、ご提示していただけるのでしょうか。	前段につきましては、ご理解のとおりです。後段につきましては、電柱に関する資料を入札公告時に貸与資料として提示します。
10	要求水準書(案)	10	第2章	3	(2)イ	設計条件の整理	「道路の将来計画における、拡幅の有無、車両の出入り口、盤下げ、道路排水の変更等の事項を設計に反映すること」と記載されていますが、車道舗装は電線共同溝整備影響範囲のみと前述されていることから(4頁)、ここでいう道路の将来計画は歩道部の計画という解釈で宜しいでしょうか。	道路の将来計画は、歩道部とは限りません。
11	要求水準書(案)	10	第2章	3	(3)イ	電線共同溝	近畿地方整備局以外の道路管理者との協議・設計で国への承認は不要でしょうか。	ご理解のとおりですが、国が求めた場合には報告等をしてください。
12	要求水準書(案)	11	第2章	4	(2)	事業説明、地元・関係者機関調整等	説明会の周知方法について、近畿地方整備局および市役所のご出席は可能でしょうか。	必要に応じて可能です。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
13	要求水準書(案)	11	第2章	4	(3)	支障物件等調査及び移転協議	調査及び協議の結果、移転し難い支障物件が発生し、電線共同溝本体の切り回し等の変更が避けられない場合には、設計変更の対象となるのでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
14	要求水準書(案)	11	第2章	4	(4)	占用業者等との電線共同溝の協議	協議占用業者等は記載の占用業者のみで、公安委員会は、信号・感知器等を示しているとの理解で良いのでしょうか。	現時点ではご理解のとおりです。なお、公安委員会も占用業者等の一員となります。
15	要求水準書(案)	11	第2章	4	(4)	占用業者等との電線共同溝の協議	協議を行う占用業者等が挙げられていますが、追加・変更の可能性はあるのでしょうか。	現時点では想定しておりません。
16	要求水準書(案)	11	第2章	4	(5)	占用事業者等と引込管及び連系管・連系設備の協議	「引込設備の設計を依頼するものとする」とありますが、引込設備の設計費用は電線管理者の負担で実施されるという解釈で間違いございませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	要求水準書(案)	11	第2章	4	(6)	交差点照明、信号・横断歩道等の計画調整	「事業者は、交差点照明、信号・横断歩道等の計画について、道路管理者及び交通管理者と調整を行うものとする。」と記載されていますが、照明計画は局部照明という解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	要求水準書(案)	13	第3章	1	(5)ア (ア)	完成検査及び完成(引渡)検査	設備機器等の試運転等とは、何かご教授願います。	特に想定するものではありません。設備機器等の試運転等は削除します。
19	要求水準書(案)	13	第3章	1	(6)ア	工事完成図書の提出	「～ 力に基づく電子成果品とチェックリスト～ 」とありますが、14ページに力の文章がありません。	誤記です。「力」は削除します。
20	要求水準書(案)	18	第3章	2	(3)	施工管理	「表中、電線共同溝工_管路工(通信管路)_施工後_水密性の試験項目・品質規格」と記載されていますが、本事業では実施するという解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	要求水準書(案)	18	第3章	2	(4)イ	公害対策	通常の施工方法を超える対策等必要な場合は、「～ 近畿地方整備局と協議するものとする」とありますが増額分は認めいただけるのでしょうか。	近畿地方整備局との協議結果によります。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
22	要求水準書(案)	19	第3章	2	(5)	交通安全管理	工事期間中に配置する交通誘導警備員について、入札時に計上する交通誘導警備員の延べ人数をご提示いただけるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	要求水準書(案)	19	第3章	2	(5)ア	交通安全管理	「ただし、同規則第2条の規定により、各公安委員会が必要と認める路線・区間以外で、所轄警察署等との打合せの結果、交通誘導警備検定合格者(1級又は2級)以外の配置を認められた場合は、この限りではない。」と記載がありますが、配置人員の変更が生じた場合は、設計変更の対象という解釈で宜しいでしょうか。	配置人員の変更が必要となった理由によります。
24	要求水準書(案)	24	第3章	2	(13)ウ	区画線工	溶融式区画線の「かし担保」期間は、18ヶ月と記載されていますが、その他道路附属物の期間はどのようになるのでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
25	要求水準書(案)	31	第3章	2	(22)イ	その他特記事項	「埋設プレートの設置位置は電線共同溝の平面及び縦断線形の変化点等に十分留意するものとし、位置決定にあたっては近畿地方整備局と協議するものとする。」と記載されていますが、所定の土被りを確保できない区間を対象として、埋設プレートを設置するという解釈で宜しいでしょうか。	埋設プレートは、浅層埋設区間だけでなく、事業対象区域全線に設置してください。なお、詳細は入札公告時に示します。
26	要求水準書(案)	32	第3章	5		本施設の所有権移転業務	管路は新設ばかりで、既存ストックの活用は一切ないと理解してよろしいでしょうか。既存ストックの所有権移転の業務はないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	要求水準書(案)	36	第4章	2	(2)イ	要求水準	日常点検(道路巡回時等)については、徒歩による目視点検を年1回は行うこととなっていますが、徒歩以外の巡回方法及び巡回頻度をご教授願います。	最低限徒歩による目視点検を年1回としています。
28	要求水準書(案)	36	第4章	2	(2)ウ	要求水準	「特殊部については、5年に1回内部を点検すること。」と記載されていますが、特殊部の鍵は事業者に借用頂けるという解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
29	要求水準書(案)	36	第4章	3	(1)	一般事項	「管理台帳を作成するとともに、必要に応じて修正すること。」と記載されていますが、電線共同溝台帳を作成し、占用予定者等からの更新申請を適宜受けて、修正するという解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	要求水準書(案)	36	第4章	3	(2)	要求水準	入線状況を確認となっていますが、確認方法は写真等でも可能でしょうか。	入溝状況の確認方法は写真でも可とします。また、電線管理者の敷設届けによる確認も予定しています。
31	要求水準書(案)	37	第4章	4	(3)イ	要求水準	「入線及び抜柱までを計画的に実施するため、占用業者等及び関係機関と実施工程の調整及び管理を行い、」と記載されていますが、占用業者等に入線計画、抜柱計画を毎年確認し、無電柱化に向けた調整及び管理を行うという解釈で宜しいでしょうか。	抜柱の促進に向け占用業者等及び関係機関と適切な頻度で主体的に調整をお願いします。

「国道8号東沼波電線共同溝PFI事業 要求水準書(案)」に関する意見と回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見	回答
1	要求水準書(案)	5	第1章	14		関係者協議会の設置	関係者協議会に、近畿地方整備局と事業者の他、電線共同溝参画事業者、関係地方自治体にも参画頂きたい。	ご意見として承ります。
2	要求水準書(案)	8	第2章	1	(7)	資料の貸与及び返却	当該区間の河川区域、水利組合等の既存資料がありましたら貸与頂きたい。	事業者にて各管理者から入手してください。
3	要求水準書(案)	10	第2章	3	(2)	設計条件の整理	当該区間の道路の将来計画がありましたら公表して頂きたい。	事業者にて各道路管理者から確認してください。